

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 11 日（金）第2802号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

県立病院局企業管理規程

○県立病院局公印規程の一部を改正する規程（※）

（県立病院課取扱い） 1

県立病院局企業管理規程

県立病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 5 月 11 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 3 号

県立病院局公印規程の一部を改正する規程

県立病院局公印規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

方26	鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 印	県 立 病 院 課	を
-----	-----------------------------------	-----------	---

に、

方26	鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 印	県 立 病 院 課
方26	管 理 者 印 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業	県 立 病 院 課

方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>立 ○ ○</td> </tr> <tr> <td>病 院 長 印</td> </tr> </table>	鹿 児 島 県	立 ○ ○	病 院 長 印	他の県立病院
鹿 児 島 県					
立 ○ ○					
病 院 長 印					

を

方21	<table border="1"> <tr> <td>院 医 プ 県 鹿</td> </tr> <tr> <td>療 ラ 民 児</td> </tr> <tr> <td>長 セ ザ 健 島</td> </tr> <tr> <td>タ 鹿 康 県</td> </tr> <tr> <td>印 屋 康 県</td> </tr> </table>	院 医 プ 県 鹿	療 ラ 民 児	長 セ ザ 健 島	タ 鹿 康 県	印 屋 康 県	鹿屋医療センター
院 医 プ 県 鹿							
療 ラ 民 児							
長 セ ザ 健 島							
タ 鹿 康 県							
印 屋 康 県							
方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>立 ○ ○</td> </tr> <tr> <td>病 院 長 印</td> </tr> </table>	鹿 児 島 県	立 ○ ○	病 院 長 印	他の県立病院		
鹿 児 島 県							
立 ○ ○							
病 院 長 印							
方21	<table border="1"> <tr> <td>病 立 鹿</td> </tr> <tr> <td>院 児</td> </tr> <tr> <td>長 島</td> </tr> <tr> <td>印 ○ 県</td> </tr> </table>	病 立 鹿	院 児	長 島	印 ○ 県	他の県立病院	
病 立 鹿							
院 児							
長 島							
印 ○ 県							

に改める。

附 則

この規程は、平成24年 5 月 11 日から施行する。